

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 貸付契約の資金が「別紙5 <u>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</u>」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合は、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、保険契約を締結しないこととする。</p> <p>(9) <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>「別紙6 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」1に掲げる国を貸付契約の相手方（貸付契約の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>② 「別紙6 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告</p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 貸付契約の資金が別紙5に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合は、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、保険契約を締結しないこととする。</p>	

新	旧	備考
<p><u>の対象国」2に掲げる国を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</u></p>		
2～4 （略）	2～4 （略）	
[Ⅱ] （略）	[Ⅱ] （略）	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年8月1日</u>] この改正は、<u>平成30年8月2日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年7月10日</u>] この改正は、<u>平成30年7月11日</u>から実施する。</p>	
[別紙1]～[別紙5] （略）	[別紙1]～[別紙5] （略）	

新				旧	備考																																																
<p>[別紙6]</p> <p>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p>1 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>イエメン</td> <td>ガンビア</td> <td>ギニアビサウ</td> </tr> <tr> <td>キリバス</td> <td>キルギス</td> <td>サモア独立国</td> <td>サントメ・プリンシペ</td> </tr> <tr> <td>タジキスタン</td> <td>チャド</td> <td>中央アフリカ共和国</td> <td>ツバル</td> </tr> <tr> <td>トーゴ</td> <td>トンガ</td> <td>ニジェール</td> <td>ハイチ</td> </tr> <tr> <td>ブルンジ</td> <td>マーシャル諸島</td> <td>マラウイ</td> <td>ミクロネシア</td> </tr> <tr> <td>南スーダン共和国</td> <td>モザンビーク</td> <td>モルディブ</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>ウガンダ</td> <td>エチオピア</td> <td>ガーナ</td> <td>カメルーン</td> </tr> <tr> <td>ギニア</td> <td>ケニア</td> <td>コートジボワール</td> <td>コモロ</td> </tr> <tr> <td>コンゴ民主共和国</td> <td>シエラレオネ</td> <td>セネガル</td> <td>ソロモン</td> </tr> <tr> <td>タンザニア</td> <td>バヌアツ</td> <td>ブルキナファソ</td> <td>ベナン</td> </tr> <tr> <td>マダガスカル</td> <td>マリ</td> <td>モーリタニア</td> <td>モルドバ</td> </tr> <tr> <td>リベリア</td> <td>ルワンダ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ				
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																																		
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																																		
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																																		
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																																		
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																																		
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																			
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																																		
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																																		
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																																		
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																																		
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																																		
リベリア	ルワンダ																																																				
[別表] (略)				[別表] (略)																																																	